

北海道入札監視委員会の概要等

北海道入札監視委員会の概要

1 根拠法令

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(H13施行)及び「適正化指針」(H13決定)
 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定経緯等について、定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

2 北海道入札監視委員会（平成15年4月1日設置）の概要

(1) 目的

建設工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務(以下「工事等」)の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため

(2) 組織及び運営

委員	6名以内（H15～H20は5名、H21～H26は6名、H27～5名）氏名及び職業を公表
任期	2年（再任可）
委員長	委員の互選
委員長代理	委員長が指名
委員会	委員の過半数が出席で成立（3人以上） 議事は委員の過半数を持って決し、可否同数は委員長が決する。 審議は非公開、議事の概要等を公表

(3) 所掌事務

①入札・契約手続の運用状況等の報告を受ける	※各部等からの報告に基づき資料を作成
②工事等案件の抽出審議、意見具申、勧告	※委員抽出案件を発注機関の立会いのもと審議
③入札・契約手続に係る再苦情の審議	※工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱
④指名停止等に係る再苦情の審議	※工事等に係る指名停止等における苦情処理要綱
⑤談合情報の審議	※談合情報対応手続
⑥入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱第4の5に定める事項の審議、意見具申	※入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱

(4) 委員

任期	平成31年（2019年）4月～令和3年（2021年）3月（9期）		
委員	大久保 誠	（弁護士）	（新任）
	岡田 美弥子	（大学教授）	（新任）
	岸 邦宏	（大学准教授）	（新任）
	清平 秀幸	（公認会計士）	（新任）
	八幡 雄治	（公証人）	（再任）

五十音順、敬称略

(5) 平成30年度の活動実績

H30第1回定例会 平成30年7月25日	報告事項 H29入札契約執行状況（H30.3末） 談合情報対応状況 その他（設計変更の運用状況、指名停止事務処理要領の改正等） 議事 H30活動計画
現地調査	北海道胆振東部地震の影響を考慮し、中止 ※ 当初予定 H30.10.11 胆振総合振興局 H30.10.29～30 オホーツク総合振興局
H30第2回定例会 平成31年1月17日	報告事項 H30入札契約執行状況（H30.9末） 審議 抽出審議（空知総合振興局札幌建設管理部）

北海道入札監視委員会条例の制定について

◎条例の概要

項目	内 容	備考	
趣 旨	公共調達に係る入札及び契約の適正化を図るための知事の附属機関として、北海道入札監視委員会を設置する。		
内 容	(1)設置	知事の附属機関として入札監視委員会を置く。	第1条
	(2)所掌事項	ア 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (ア) 公共工事等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関すること。 (イ) 公共工事等に係る入札及び契約の過程についての苦情に関すること。 (ウ) 公共調達に係る談合の情報に関すること。 (エ) 公共調達に係る入札及び契約の制度の適正化に関すること。 イ 委員会は、公共調達に係る入札及び契約の適正化に関し、知事に意見を述べるができる。	第2条
	(3)組織	委員6人以内で組織し、委員は、学識経験者等から知事が任命する。委員の任期は、2年とする。	第3条
	(4)委員長	委員長は、委員が互選する。	第4条
	(5)その他委員会の運営に必要な事項	ア 会議の定足数、議決など イ 委員の除斥 ウ 委員の秘密保持義務 エ 委員長への委任	第5条～ 第8条
施行期日	平成28年4月1日		
※廃止	北海道入札監視委員会設置要綱		

◎条例の制定に伴い改正等がなされた要領等

名 称	改正概要	所管課
北海道入札監視委員会運営要領	条例第8条の規定に基づき、委員会の運営に関して必要な事項を規定 ※内容は、条例化に伴い廃止された「北海道入札監視委員会設置要綱」及び「北海道入札監視委員会の運営に関する事務処理要領」を踏襲	総務部 行政改革課
北海道職員からの公共調達に係る通報窓口設置要綱	条例化に際し、「公共調達に係る通報に関する事務」を入札監視委員会の所掌事項から除外したことに伴い、旧事務処理要領を廃し、新たに制定	総務部 行政改革課
入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱	「附属機関等の設置及び運営に関する基準」の改正に伴い、「開催」を趣旨とするための文言整理 ※「設置要綱」→「開催要綱」	出納局 財務指導課

北海道入札監視委員会 設置関係法令等

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（H12.11）

第3条 公共工事の入札及び契約について、次の掲げるところにより、その適正化が図らなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者間の公正な競争が促進されること。

第15条 国は地方公共団体の長による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めなければならない。

- 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策。
- 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策。

○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

（H13.3閣議決定）

前文 ～ 地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努める。

第2-1-(2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効。

競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第2-2-(2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

入札及び契約の過程についての苦情に対する説明に対し、さらに不服のある場合は、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

手続きの透明性を一層高めるため、入札監視委員会等の第三者機関を活用することが適切。



北海道入札監視委員会を設置 所掌事務 ①、②、③

○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

（H18.5改正）

第2-2-(2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停止措置について不服があるとの申出をした場合においては当該申出の内容を検討し、回答することとする。（追加）



・ 工事等に係る指名停止等における苦情処理要領（H19.1制定）（出納局、発注3部）

第4-2-(2) 再苦情の申立てがあったときは、速やかに北海道入札監視委員会に審議を依頼。



所掌事務 ④ を追加

○入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議設置（H28.4改正）

公共工事等に係る入札契約制度の適正化を図るとともに、施策の円滑な実施を図るため入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議

- 1 入札契約制度の適正化の取組方針の策定
- 2 入札契約制度の適正化に関連する事項

委員：副知事（議長）、総務部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長

幹事会：各部代表課長、建設情報課長

第4の5 議長が重要と認める事項については、入札監視委員会に審議を要請し、意見の具申を受けなければならない。



所掌事務 ⑥ を追加

○都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）（H18.12）

（全国知事会・公共調達に関するプロジェクトチーム）

(2)内部通報制度の整備

官製談合を防止するため、内部通報制度を整備する必要。

弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置すべき。



○入札契約制度の適正化に係る取組方針（H19.8）（入札契約制度の適正化に関する連絡会議）

Ⅱ-第3 談合その他の不正行為の排除

談合情報に対する対応の一層の公正性や客観性を確保するため、「談合情報対応手続」を改正し、契約の方法別の対応について明確にするとともに、入札監視委員会に談合情報に関する調査検証機能を付与。

Ⅲ-第1 官製談合の防止

公共調達に関連し、談合情報の適切な対応に資するため、入札監視委員会に内部通報窓口を設置。



• 談合情報対応手続（H19.8改正）（出納局）

第1-1-(3) 談合情報を公正取引委員会及び警察並びに行政改革局長への談合情報の通報

第1-1-(8) 工事等に関する談合情報の入札監視委員会への審議依頼(30日以内に 意見書を通知)



所掌事務 ⑤ を追加

○北海道入札監視委員会運営要領（H28.4制定）

1 対象工事等

本庁、部局長、企業局において所管する予定価格が250万円以上の建設工事、100万円以上の工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務

2 所掌事務

① 入札・契約手続の運用状況等の報告

各発注機関が発注した工事及び工事に係る委託の入札及び契約状況を報告

報告部局：農政部、水産林務部、建設部、各(総合)振興局、教育庁、警察本部、企業局

報告期限

報告対象期間	関係の部長等への提出期限	総務部長への提出期限
1～3月入札執行分	4月末日	5月10日
4～6月入札執行分	7月末日	8月10日
7～9月入札執行分	10月末日	11月10日
10～12月入札執行分	1月末日	2月10日

② 工事等案件の抽出審議、意見具申、勧告

上記報告の中から、入札監視委員会が無作為に抽出。必要に応じ、現地調査を行うことができる。原則、当該案件を所管する本庁、部局又は企業局を立会させる。

案件の抽出は、委員会において指名された委員が行う。

契約方法	審議内容
一般競争入札	参加資格の設定理由、経緯等
公募型指名競争入札	
工事希望型指名競争入札	
指名競争入札	指名の理由、経緯等
随意契約	選定理由、経緯等

③ 入札・契約手続に係る再苦情の審議

工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱による。

再苦情の申立てがあった場合、審議依頼に基づき、意見書を作成し報告。

再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内。

④ 指名停止等に係る再苦情の審議

工事等に係る指名停止等における苦情処理要領による。

再苦情の申立てがあった場合、審議依頼に基づき、意見書を作成し報告。

再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内。

⑤ 談合情報の審議

工事等に関する談合情報について、審議依頼に基づき、意見書を作成し通知。

その他必要と認める場合において、談合情報対応等に関する審議を行うことができる。

審議依頼を受けた日から概ね30日以内。

⑥ 入札契約制度の適正化に関する連絡調整会議開催要綱第4の5に定める事項の審議、意見具申

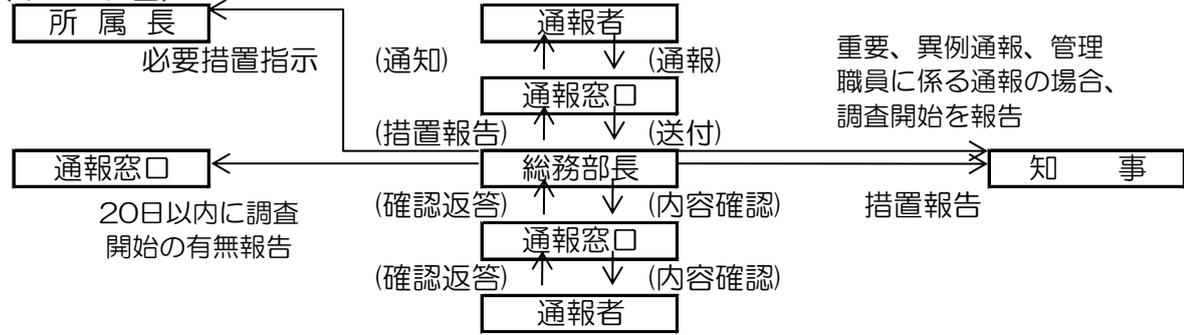
入札契約制度の適正化の取組方針の策定等に関し、重要な事項について連絡調整会議からの審議依頼に基づき、意見を具申。

○北海道職員からの公共調達に係る通報窓口設置要綱（H29.4制定（委員会所掌から除外））

1 道職員からの公共調達に係る通報の窓口

公共調達に関し、職務上の行為が法令等に違反している等の場合、内部通報者との連絡調整。

(イメージ図)



『北海道における入札制度等の概要について』

地方公共団体の入札・契約手続きは、主に地方自治法令による。

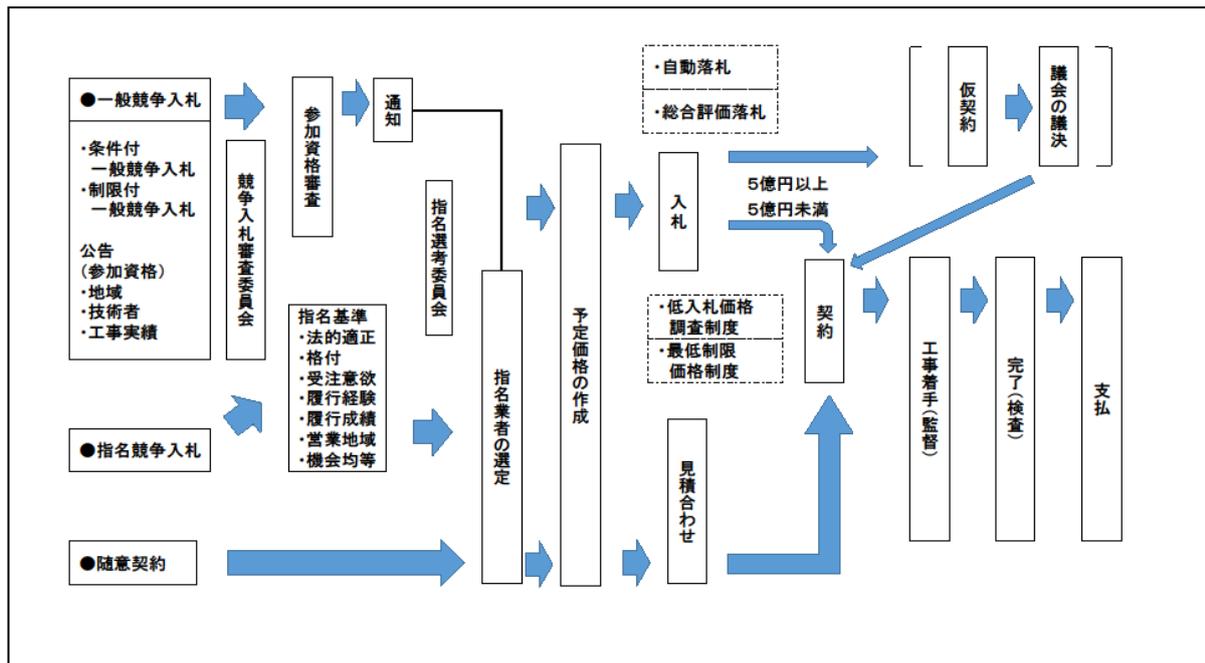
1 入札契約の流れについて

地方自治法第234条第1項において、地方公共団体の契約の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りのいずれかの方法により締結することになる。

同第3項では、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合に、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする」いわゆる自動落札方式を原則。（道有財産等の売払いの場合は最高の価格、工事等の場合は最低の価格）

自動落札方式の例外として、地方自治法施行令において「低入札価格調査制度、最低制限価格制度、総合評価落札方式」を認めている。

図 1



2 契約方法について

(1) 入札方法について

一般競争入札	条件付	<p>● 道が発注する工事の請負契約のうち「<u>地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令</u>」（いわゆるWTO案件）に基づき資格を定めて行う入札。 対象工事：<u>22億9千万円以上の工事</u></p>
	制限付	<p>● 道が発注する工事の請負契約のうち、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づく<u>資格を定めて行う入札</u>。 対象工事：<u>原則1千万円以上、上記以下の工事</u></p>
	地域限定型	<p>● 道が発注する設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託契約のうち、入札に参加する者の<u>事業所の所在地に関する要件を定めて行う入札</u>。 対象工事：<u>測量等の平易な委託業務を対象に実施</u></p>
指名競争入札	<p>● 指名競争入札は、地方自治法施行令において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その性質又は目的が一般競争入札に適しないとき ・ その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき <p>に認められており、<u>道の財務規則では</u>、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な技術を必要とする工事等の場合 ・ 競争に加わるべき者が7人以下であるような場合 ・ 契約上の義務違反があるときは、道の事業に著しく支障をきたす恐れがある場合 <p>には、指名競争入札によることができることとしている。 <u>工事においては、1千万円未満及び災害など発注に要する期間を短縮する必要がある場合に活用。</u></p> <p>指名競争入札の実施に当たっては、あらかじめ各発注機関の長等で組織する指名選考委員会において指名する者の選考を行っている。 道では、<u>指名選考手続の透明性、公正性を高めるため、指名基準を定めるとともに、指名選考過程を公表している。</u></p>	
随意契約	<p>● 随意契約は、契約の目的物に代替性がないなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その性質又は目的が競争入札に適しない ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき ・ 時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき <p>に行うことができる。 道では、財務規則の運用方針で随意契約ができる場合を限定的に列挙しているほか、「<u>随意契約のガイドライン</u>」を定めて運用している。</p>	

(2) 落札方式について

自動落札方式	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合に、<u>予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みした者を契約の相手方とする方式。</u>
低入札価格調査制度	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ<u>基準価格を設定し、入札価格が当該基準価格を下回り、失格判断基準額以内である場合に、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを調査し、履行可能な場合、その者と契約を締結する方式</u>で、現在、道では、<u>条件付一般競争入札による工事及び総合評価落札方式による工事の入札において適用。</u> <p>図2</p> <p>調査基準価格を下回っても失格判断基準額以上であれば、直ちに失格とはせずに落札者の決定を留保し、履行可能か否かを調査して落札者を決定。</p> <p>※失格判断基準 低入札調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく失格とする基準。</p>
自動落札方式の例外 最低制限価格制度	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ<u>最低制限価格を設定し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式</u>で、現在、道では、<u>原則として予定価格が250万円を超える工事及び100万円を超える工事に係る委託業務に適用。</u>ただし、低入札価格調査制度適用工事を除く。 <p>図3</p> <p>最低制限価格を下回った場合は、直ちに失格となり、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上で最低の価格で申込みをした者を落札者として決定。</p>
総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式</u>ですが、落札決定するためには公平な判断が必要なことから、「落札者決定基準」を定める必要があり、また、その際に学識経験者から意見を聴取することを義務づけ。 金額だけではなく、施工計画や施工実績を加味し、それを点数化して落札者を決定。 この場合、<u>低入札価格調査制度を適用。</u>

(3) 入札・契約制度のイメージ図

入札方式	一般競争			指名競争	随意契約
	条件付	制限付	地域限定型		
落札方式	総合評価落札方式		最低制限価格制度		自動落札方式
	低入札価格調査制度				
	自動落札方式の例外				

(4) 公共工事等入札（随契）方法の主なもの

区分	種類	要件		落札者決定方法
		金額	適用	
入札	一般競争 (制限付等)	工事:250万円以上	地域要件等の制限を設定する 主に工事	価格のみ
		委託:100万円以上		
	総合評価	同上	一般のうち、工事の規模等により 高度な技術力が求められる工事	技術評価点 +価格評価点+施工体制評価点
	地域限定		一般のうち、簡易な測量など地域 をより限定可能な業務	価格のみ
指名競争	同上	指名委員会が入札参加業者を指名 主に委託業務	価格のみ	
随意契約	見積合わせ	工事:250万円未満	財務規則に定められた左記の金額 以下の場合	価格のみ
		委託:100万円未満		
	特殊	1者随契	要件無し	その者以外と契約しがたい業務 (特殊案件等)
プロポーザル		価格競争によらず、技術提案 を求め、最良の提案をしたもの と契約		技術提案書による

3 道における競争入札参加資格について

(1) 資格の種類と主な発注機関等について

道では、建設工事や物品等の購入に当たり、あらかじめ競争入札に参加する者の資格を定めている。

資格の種類	審査担当部	主な発注機関
一般土木工事 舗装工事 鋼橋上部工事	建設部 (建設政策局建設管理課)	総合振興局・振興局 (建設管理部入札契約課)
建築工事 電気工事 管工事 建築設計		建設部 (建築局計画管理課)
農業土木工事		総合振興局・振興局 (産業振興部調整課・農村振興課)
水産土木工事	水産林務部 (総務課)	総合振興局・振興局 (産業振興部水産課)
森林土木工事		総合振興局・振興局 (産業振興部林務課)
造林		総合振興局・振興局 (森林室森林整備課)
土木設計 測量 地質調査 塗装工事 道路標識設置工事 造園工事 機械器具設置工事 道路清掃 技術資料作成	建設部 (建設政策局建設管理課)	総合振興局・振興局 (関係部関係課)

(注1) 主な資格の種類と工事の内容

- ・一般土木工事：農業土木工事、森林土木工事、水産土木工事及び特殊工事以外の土木工事で、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びP Sコンクリート工事を含む。
- ・舗装工事：アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含む。
- ・鋼橋上部工事：鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床板工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含む。
- ・農業土木工事：農業農村整備事業等の土木工事（区画整理工事、水路工事、農道改良工事等）をいう。
- ・水産土木工事：沿岸漁場整備開発事業等の土木工事（漁港工事を除く。）をいう。
- ・森林土木工事：治山工事、林道造成工事等の土木工事をいい、環境生活部所管の公園工事を含む。

(注2) 発注権限

- ・本庁における契約締結権限は知事であるが、5億円未満の工事等については、部長等の専決事項となっている。
- また、道内各地の出先機関については、財務規則により各出先機関の長に委任されている。

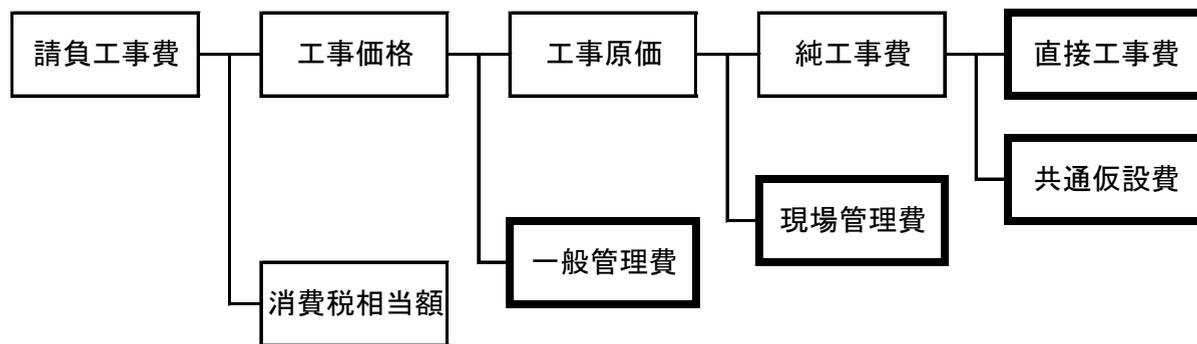
(2) 資格に対応する等級区分

建設工事では競争入札参加資格ごとに予定価格に対応する等級区分（格付）を定めている。

平成31・32年度（令和元・2年度）の等級区分（格付） （単位：百万円）

種類 等級	一般 土木	農業 土木	森林 土木	水産 土木	建築	舗装	電気	管
A	①100以上 ②250未満 70以上	70以上	55以上	60以上	100以上	60以上	20以上	25以上
B	70未満 35以上	70未満 35以上	55未満 25以上	60未満 35以上	100未満 40以上	60未満	20未満 7以上	25未満 8以上
C	35未満	35未満	25未満	35未満	40未満	/	7未満	8未満

○ 工事の一般的な積算体系（例）



直接工事費	<p>工事目的物の施工に直接的に使われる経費。 材料費、労務費、直接経費（光熱水費、機械経費等）などが含まれる。</p>
共通仮設費	<p>工事の施工において、共通的に必要な経費。 機械等の運搬費、準備や跡片付けに要する費用等の準備費、工事現場の安全対策に要する安全費、品質管理・出来形管理・工程管理に要する技術管理費、現場事務所等の営繕費などが含まれる。</p>
現場管理費	<p>工事施工において、品質管理、工程管理、原価管理、労務管理、安全管理などいわゆる工事監理を実施するために必要な経費。 工事現場で工事監理を行う従業員の給料手当、現場労働者の交通費、安全訓練費、現場従業員の法定福利費、福利厚生費、事務用品費などが含まれる。</p>
一般管理費	<p>工事施工に当たる企業の継続運営に必要な経費。 役員報酬、従業員給与、退職金、土地・建物の維持管理費などが含まれる。</p>